

# 境港市創業支援資金制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、新たに事業に取り組もうとする個人や中小企業者等に必要な資金を融資し、雇用の維持及び雇用機会の創出と地域経済の活性化に資することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるところによる。

## (融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

### (1) 一般貸付

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|--------|---------|------|------|------|------|---|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 融資対象者  | 次のいずれかに該当する者<br>ア 事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後1月以内（※）に新たな事業を開始する具体的計画を有するもの<br>イ 事業を営んでいない個人で、本資金の融資実行後2月以内（※）に新たな会社を設立し、当該会社で事業を開始する具体的計画を有するもの<br>ウ 中小企業である会社で、新たに中小企業である会社を設立し、当該会社で事業を開始する具体的計画を有するもの<br>エ 事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始し若しくは新たに会社を設立した後5年を経過していないもの、又は中小企業である会社で、新たに中小企業である会社を設立した後5年を経過していないもの<br><br>※産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする場合、6月以内 |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 資金の使途  | 創業等に係る事業の実施のため必要となる運転資金、設備資金。（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 融資限度額  | 1億円<br>※（2）スタートアップ創出促進貸付と併用する場合は、合算で1億円を融資限度額とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 融資期間   | 10年以内（据置2年以内を含む。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 融資利率   | 年1.76パーセント（変動金利）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 信用保証   | 全て保証協会の保証を必要とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 信用保証料率 | 下表のとおりとする。 <div><div>(単位：％)</div><table><tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.48</td><td>0.45</td><td>0.41</td><td>0.37</td><td>0.33</td><td>0.30</td><td>0.27</td><td>0.23</td><td>0.21</td></tr></table><p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.25％とする。</p><p>※創業関連保証の適用を受ける場合は、区分⑦を適用する。</p></div>                       | 料率区分 | ①     | ②      | ③       | ④    | ⑤    | ⑥    | ⑦    | ⑧ | ⑨ | 保証料率 | 0.48 | 0.45 | 0.41 | 0.37 | 0.33 | 0.30 | 0.27 | 0.23 | 0.21 |
| 料率区分   | ①                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ②    | ③     | ④      | ⑤       | ⑥    | ⑦    | ⑧    | ⑨    |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 保証料率   | 0.48                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0.45 | 0.41  | 0.37   | 0.33    | 0.30 | 0.27 | 0.23 | 0.21 |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 担保・保証人 | ア 次表に定める限度額内において、法第129条第1項に規定する創業関連保証（再挑戦支援保証を含む。以下同じ。）が適用された額について担保及び保証人（法人代表者を除く。）を徴求しないものとする。 <div><table><tr><td>区 分</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>創業関連保証</td><td>3,500万円</td></tr></table></div><br>イ 上記以外の場合は、保証協会の定めるところによる。                                                                                                                                                                                                    | 区 分  | 限 度 額 | 創業関連保証 | 3,500万円 |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 区 分    | 限 度 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 創業関連保証 | 3,500万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 償還方法   | 割賦均等償還                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 経営支援   | 融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行う                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |       |        |         |      |      |      |      |   |   |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | ものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (2) スタートアップ創出促進貸付 (※国の全国統一制度の対象) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 融資対象者                            | <p>次のいずれかに該当する者。ただし、保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していることを要する。</p> <p>ア 事業を営んでいない個人であつて、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>イ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>ウ 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>エ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの</p> <p>オ 法第2条第31項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同項第4号に掲げる創業者とみなされるもの</p> |
| 資金の使途                            | 創業等に係る事業の実施のため必要となる運転資金、設備資金。（新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 融資限度額                            | 3,500万円<br>※法第129条第1項に規定する創業関連保証（同条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）に限る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 融資期間                             | 10年以内（据置1年以内を含む。）<br>※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 融資利率                             | 年1.76パーセント（変動金利）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 信用保証                             | 全て保証協会の保証を必要とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 保証料率                             | 0.80%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 担保・保証人                           | <p>(1) 物的担保は徴求しないこととする。</p> <p>(2) 保証人は徴求しないこととする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 償還方法                             | 割賦均等償還                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 金融機関の責務及び報告                      | <p>(1) 金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者よりガバナンス体制の整備に関するチェックシート（様式第3号）（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。</p> <p>(2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| E B P Mに伴う情報提供                   | <p>保証協会は、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額及び保証承諾日、保証承諾金額を電子媒体で経済産業省に送付しなければならない。</p> <p>※E B P M (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 経営支援                             | 融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

(融資の申込み)

第4条 前条第1号の融資を受けようとする者は、創業支援資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び創業・再挑戦計画書（様式第2号の1）、同条第2号の融資を受けようとする者は、申

込書及び創業計画書（様式第2号の2）にそれぞれ関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、申込書の内容を精査し、創業支援資金の申込みに関する意見書（様式第4号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

- 2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。
- 3 商工団体は、この資金の融資を受けた中小企業者に対し事業実施状況の把握及び継続的な経営指導に努めるとともに、保証協会、金融機関等と連携して、必要な助言、指導を行うものとする。

（融資実行の報告）

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

（資金措置）

第7条 この資金を運用するため、市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- （1）預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- （2）預託利率 市長が別に定める。
- （3）預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

（所 掌）

第8条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。

2 平成19年10月1日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年7月1日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行し、令和 3 年 8 月 2 日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、改正後の境港市創業支援資金制度要綱の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。